

保護者のみなさまへ

# 「<sup>シュウガクエンジョ</sup>就学援助」をご存じですか？

## ◆就学援助制度とは？

お子様を就学させる上で経済的にお困りの方に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助をする制度です。

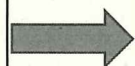
## ◆どんな家庭が就学援助を受けられるの？

市内に在住し、市立小・中学校の児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- ①生活保護受給世帯・・・申請は不要です。
- ②生活保護に準ずる世帯（世帯の前年所得が、生活保護基準の1.3倍以内の世帯）  
※生活保護基準は、世帯の人数や年齢構成等により異なります。

## ◆申請方法は？

①申請書に必要事項を記入する（申請理由は詳しく記入）



②「振込口座報告書」と一緒に申請書を学校へ提出する

- ・申請書類は、こども教育課（市役所6階）、各学校、各振興局地域振興課にあります。
- ・2019年1月1日現在豊岡市に住民票がない方は、所得証明の提出が必要です。
- ・審査結果は、郵送により通知します。

## ◆就学援助費の支給内容

[年額]

内容	小学校	中学校	備考
新入学児童生徒学用品費	50,600円	57,400円	4月末までに認定された新1年生のみ
学用品費	11,520円	22,510円	年3回に分けて支給 (7月・12月・3月)
通学用品費(1年生以外)	2,250円	2,250円	
校外活動費	1,580円	2,290円	
学校給食費	実食額	実食額	毎月の口座振替を停止
自然学校食費	実費相当額		実施後に随時支給
修学旅行費	実費相当額	実費相当額	実施後に随時支給
PTA会費	3,410円以内	4,220円以内	学校の徴収実績により支給
クラブ活動費・生徒会費		国の基準額以内	
卒業アルバム費	10,890円以内	8,710円以内	購入した方のみ基準額以内で支給
医療費	学校保健安全法で定められた疾病の治療のみ無料		学校健診後、該当者に「医療券」を交付

※国の基準額改定により、金額が変更になることがあります。